

経過型介護療養型医療施設への変更に係る手続きについて

介護療養型医療施設に係る平成 23 年度末までの経過的类型として創設された「経過型介護療養型医療施設」適用の手続きについては、以下のとおりとしますのでお知らせします。

1 対象事業者

介護療養型医療施設、短期入所療養介護を持つ病院

2 相談窓口

京都府高齢・保険総括室介護保険事業室 事業担当

(電話) 075-414-4672

※届出にあたっては、必ず事前に御連絡願います。

3 提出書類

(1) 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(別紙2)

(2) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(別紙1)

(3) 届出書

提出部数：各1部

4 提出先

京都府高齢・保険総括室介護保険事業室 事業担当 (相談窓口と同じ)

5 算定開始日

届出が受理された日が属する月の翌月から算定を開始します。

6 留意事項

- ・ 本届出には転換予定の施設や転換予定時期等を記載することとなっておりますが、現時点において本府として転換計画につき保障するものではありませんので、その旨ご了解ください。
- ・ 療養病床の転換に係る届出として、別途「療養病床等転換届」の提出が必要ですので御留意ください。(平成18年10月3日付け8医第540号京都府保健福祉部健康・医療総括室医療室長通知により通知しています。)

7 参 考

「健康保険法等の一部を改正する法律の成立等に伴う「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の関係通知の一部改正について」

(平成18年6月30日厚生労働省老人保健課長通知・別添資料)

担 当	介護保健事業室 事業担当
電 話	075-414-4672